

川西町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年 3 月

令和 8 年 7 月（改定）

川西町

一 目 次

I	背景	1
II	目的	2
III	新型インフルエンザ等対策に関する基本的事項	
1	有事におけるシナリオと発生段階ごとの対応	3
2	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	5
3	対策項目	8
IV	危機管理体制	
1	危機管理体制の確立	12
2	関係機関の役割	13
V	各対策項目の考え方及び取組み	
1	実施体制	16
2	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	18
3	まん延防止	22
4	ワクチン	26
5	保健	29
6	物資	31
7	町民生活及び町民経済の安定の確保	31

I 背景

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和元年以降、新型コロナウイルス感染症が数年間にわたり世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となってきた。

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、令和元年12月、中国湖北省武漢市での発生を端緒として全世界に拡大した新型コロナウイルスは、短期間に変異と感染拡大を繰り返し、3年余りにわたりパンデミックが発生した。日本でも社会機能や経済活動が低迷して国民の生活に多大な影響を及ぼした他、医療提供体制がひっ迫し、検査やワクチン接種体制の構築等、県の業務も膨大となり、ワクチン接種等、町の業務も膨大となった。

世界がこうした感染症等の発生のおそれに引き続き直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要があるが、新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。

このため、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症や、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症等が発生した場合に、町民の生命及び健康を保護するとともに、町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時から感染症危機に備え、有事における関係機関の役割を明確化しながら連携を密にし、万全な体制を整えることが重要である。

Ⅱ 目的

本計画は、川西町地域防災計画を上位計画とし、関係機関が共通の認識に立ち、町民の不安解消、流行の拡大による町民の健康福祉並びに社会的被害を最小限に抑えるために、以下の計画との整合性を図りながら、事前の対策からパンデミックが発生した場合にとるべき対応策を定めるものである。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 6 条に基づき政府が策定する新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び、第 7 条に基づき都道府県が策定する山形県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）。

なお、本町においても、特措法第 8 条に基づき、川西町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「本計画」という。）を策定する。また、本計画に定める対策については、必要に応じ修正を行い推進していくこととする。

【目的】

新型インフルエンザをはじめ、町民の生活や健康に大きな影響を及ぼす感染症について、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害及び社会・経済機能への影響を最小限にとどめ、町民の生活安定と健康を確保する。

【基本方針】

- 1 的確な調査と情報収集及び町民に対する迅速で正確な情報提供
- 2 適切な感染拡大防止策及び社会対応策の実施

【本計画が対象とする感染症】

本計画の対象とする感染症は、以下に掲げるとおりである。

- ・ 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）
- ・ 感染症法第 6 条第 8 項に規定する指定感染症で、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの
- ・ 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症等で、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

Ⅲ 新型インフルエンザ等対策に関する基本的事項

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

そこで、政府行動計画及び県行動計画、並びに本計画では、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、一連の流れを持った戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び町民経済に与える影響等を総合的に勘案し、本計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

1 有事におけるシナリオと発生段階ごとの対応

（１）有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、政府及び県が示す指針等も踏まえ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替え

ることを基本とする。

- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや、対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

（２）発生段階ごとの対応

新型インフルエンザ等への対策は、発生状態によって対応が異なることから、発生の状態について、政府行動計画で定める発生段階に準じて、「準備期」、「初動期」及び「対応期」の３段階に分け、状態に応じた対策を実施する。

① 準備期

まだ新型インフルエンザ等が発生していない段階においては、町民に対する日頃からの啓発、ＤＸの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

② 初動期

国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階をいい、この場合、直ちに初動対応の体制に切り替える。

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、日本が島国である特性を活かし、検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせることが重要である。

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

③ 対応期

対応期については、以下の（ア）から（エ）までの時期に区分する。

- ・封じ込めを念頭に対応する時期（ア）
- ・病原体の性状等に応じて対応する時期（イ）
- ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（ウ）
- ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（エ）

（ア）封じ込めを念頭に対応する時期

県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期では、患者の入院措置や抗イ

ンフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

なお、病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。

また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。

(イ) 病原体の性状等に応じて対応する時期

県内で感染が拡大し、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等に応じて対応する時期では、政府や県、事業者等と相互に連携し、町民生活及び町民経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。

一方、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることとも含め様々な事態が生じることが想定されるため、政府及び県の方針も踏まえ、社会の状況を把握しながら、臨機応変に対処していくことが求められる。

(ウ) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える。

この場合、病原体の変異により対策を再度強化させる必要が生じる可能性も考慮する必要がある。

(エ) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

2 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

町は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、本計画に基づき、新型インフルエンザ等の対策を的確かつ迅速に実施する。

(1) 平時からの備えの充実

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、次の取組みにより、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

① 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

② 関係者・町民への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を、広く感染症対策に携わる関係者や町民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活及び町民経済への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、次の取組みにより、感染拡大防止と町民経済のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

① 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

政府では、対策の切替えに当たり、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染症の発生状況等も含めたリスク評価について、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築することとしている。

県においても、政府によるリスク評価の仕組みを踏まえ、有事の際には、対策の切替え等について県民に対し分かりやすく示すことに留意することとしている。

町においても、有事の際には、対策の切替え等について町民に対し分かりやすく示すことに留意する。

② 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

政府では、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定めることとしており、当該方針の検討状況を注視しながら、有事における

対策の切替え等について町民に対し分かりやすく示すことに留意する。

③ 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、政府が示すリスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じ、個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

④ 町民の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、町民等の理解や協力が最も重要であることから、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ、様々な場面において活用して普及し、子どもを含め様々な年代の町民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。

こうした取組みを通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限が伴う場合には、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

（３）基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限などの実施にあたって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

（４）危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフ

ルエンザや新感染症等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

（５）関係機関相互の連携協力の確保

「川西町新型インフルエンザ等対策本部（本部長：町長、副本部長：副本部長：副町長）」（以下「町対策本部」という。）は、山形県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

山形県対策本部長から町対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、町対策本部長は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には所要の総合調整を行う。

（６）高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等は、感染症危機において集団感染に発展するリスクが高く、また入所者の重症化リスクが高いことから、町は、平時から医療機関の専門家等と連携し、感染対策の助言を行うことができる体制を確保する。

（７）感染危機管理下の災害対応

町は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、感染症対策も前提とした防災訓練を実施する等の準備を進める。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、町は政府及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

（８）記録の作成・保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

3 対策項目

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策の目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」こと及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影

響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策として、次の13項目を主な対策項目として定めており、かつ県行動計画においても同様の対策項目である。本町の行動計画においても、これらの対策項目による柱建てを基本として、「V 各対策項目の考え方及び取組み」において、各項目の具体的な対応策を示す。

（１）実施体制

感染症危機は、町民の生命及び健康や町民生活及び町民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、町政の危機管理の問題として取り組む必要がある。県、町、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、平時における準備を基に、町が設置する対策本部を中心に、状況に応じた的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

（２）情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で政府等が示す科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、町民、医療機関、事業者等との間で、リスクに関する情報やその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、町は、平時から町民の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、各種相談窓口をはじめとした体制整備や取組みを進める。

（３）まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活及び町民経済への影響を最小化することを目的とする。

適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じ、まん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、

予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

このため、政府が示す病原体の性状等（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえたリスク評価をもとに、県は強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、政府に対し、迅速にまん延防止等重点措置の要請を行う。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行う。

（４）ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、町は、医療機関等とともに平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておくとともに、有事における接種に当たっても、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

（５）保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なるため、町は、感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、町民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、町民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

（６）物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時の需給状況によって感染症対策物資等の不足が懸念される場合等に備え、町においても一定の備蓄の確保を図る。

(7) 町民生活及び町民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、町民生活及び経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため町は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、平時から、事業者や町民等に対し、必要な準備を行うことの勧奨を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、町は、町民生活及び経済の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や町民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

IV 危機管理体制

1 危機管理体制の確立

(1) 新型インフルエンザ等対策本部等の設置

- 町は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、町対策本部を設置して全庁的な対応を行う。
- 町対策本部は、政府対策本部及び県対策本部が設置された場合において、必要に応じて、設置することを検討後、条例等に基づき設置するものとする。ただし、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに特措法第34条第1項に基づく設置に移行する。
- 町対策本部には、次の対策班を置く。

部名	主な業務
総括部 (総務課)	総括班 ・町対策本部の設置運営 ・県との連絡調整 ・各対応班の連絡調整 ・関係機関との連絡調整 総務班 ・職員の罹患状況の把握
情報財政部 (企画財政課)	情報発信班 ・情報の収集伝達報道機関への情報供給 ・ホームページ、SNSによる情報発信 財政班 ・予算対応
地域対策部 (政策推進課)	支援締結対策班 ・協定締結機関との連携等
避難住民生活部 (税務会計課) (住民生活課)	相談班 ・住民相談窓口の設置運営
救護医療支援部 (健康子育て課) (福祉介護課)	感染予防対策班 ・予防接種の体制整備と実施 ・保健・医療情報の提供 ・感染拡大防止策の検討 福祉・子育て対応班 ・社会福祉施設及び児童福祉施設等への情報提供等 ・要援護者への支援

食料供給産業部 (商工観光課) (農林課)	食料供給班 ・食料品及び生活必需品等の配分 観光班 ・観光施設等への情報提供等 商工班 ・事業所等への情報提供等
建設給水部 (地域整備課)	給水下水班 ・飲料水の確保等
議会对応部 (議会事務局)	議会对応班 ・議会对応
教育文化部 (教育文化課)	学校・スポーツ対応班 ・学校・スポーツ関係団体等への情報提供等
消防部 (川西消防署)	救急班 ・救急救命及び医療機関への搬送

(2) 新型インフルエンザ等の発生に備えた危機管理体制

- 新型インフルエンザ等発生前においては、必要に応じ、「新型インフルエンザ等対策連絡会議（議長：副町長）」を開催し、情報の収集・提供、発生防止策の徹底、準備状況の把握・確認など、発生に備えた対応を行う。

(3) 関係機関との連携

- 関係課は必要に応じ関係団体と連携し、協力を要請するなど対策の推進を図る。
- 医師会、医療機関、消防本部等関係機関と連携を図り、発生に備えた対策を推進する。

2 関係機関の役割

(1) 町

- ・ 町新型インフルエンザ等対策本部の設置
- ・ 住民に対する広報・啓発、相談窓口の設置
- ・ 住民に対する予防接種の体制整備・実施
- ・ 学校等との連絡調整
- ・ 高齢者、障がい者世帯等要援護者に対する支援
- ・ 食料品・生活必需品等の供給計画を策定し、状況に応じ配分
- ・ 円滑な埋火葬のための体制整備

- ・ 患者発生時における調査、保健指導及びまん延防止対策への協力
- ・ 自宅療養者への支援への協力

(2) 医療機関

- ・ 診療継続計画の策定
- ・ 県との医療措置協定等に基づく医療連携体制の整備
- ・ 症状を有する者に対する診断・治療
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬等の適正使用
- ・ ワクチン接種への協力
- ・ 自宅療養者への支援への協力

(3) 県

- ・ 県対策本部の設置等、対策の総合調整
- ・ 報道監の設置等、報道機関に対する情報提供
- ・ 医療体制に関する調整・整備、臨時の医療施設開設
- ・ 民間検査機関等も含めた全県の検査体制の整備
- ・ 移送体制の整備
- ・ 県民向け相談窓口（コールセンター）の開設
- ・ 宿泊療養施設の開設
- ・ 自宅療養者への支援体制の整備
- ・ 学校、事業所、社会福祉施設等との連絡調整
- ・ 集客施設、教育関係施設、公共機関等との連絡調整
- ・ 政府、各都道府県等との連絡調整
- ・ 県民への情報提供及び県民からの相談への対応、
- ・ サーベイランスを通じて得られる感染情報の収集分析、その他情報の収集発信
- ・ 県民や関係機関等とのリスクコミュニケーション
- ・ DX化の推進
- ・ 必要物資の調達
- ・ 予防接種への協力支援

(4) 警察

- ・ 社会の安全と治安の確保
- ・ 防疫措置実施地域における警戒活動及び周辺地域における交通規制
- ・ 医療機関等における警戒活動及び周辺における交通規制
- ・ 国際海港、検疫所及び停留場所等における警戒活動及び周辺における交通規制、

並びに感染者の密入国に対する警戒活動

- ・ 多数死体取扱いに当たっての措置

(5) 消防機関

- ・ 救急患者及び新型インフルエンザ等患者の搬送
- ・ 搬送に係る医療機関、保健所との連携

(6) 登録事業者

- ・ 未発生期における職場の感染対策（発生時に備えた準備を含む）、重要業務の事業継続の準備、特定接種対象者数の検討・登録
- ・ 発生時における事業の継続

(7) 一般の事業者

- ・ 未発生期における職場の感染対策（発生時に備えた準備を含む）、重要業務の事業継続の準備
- ・ 発生時における一部事業の縮小
- ・ 特に多数の者が集まる事業を行う者は、感染防止のための措置の徹底

(8) 町民

- ・ 情報収集、個人レベルでの感染対策の実施
(咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等)

V 各対策項目の考え方及び取組み

1 実施体制

(1) 準備期

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が一体となった取組みを推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

【計画策定等による体制整備・強化】

- 町は、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じ、見直していく。その際、町は、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。(総務課、健康子育て課、関係課)
- 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。(各所属)
- 町は、町対策本部に関し、必要な事項を条例で定める。(総務課)
- 町は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、県の方針も踏まえ、研修や訓練等を実施するとともに、感染症対応部門と防災部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。(総務課、健康子育て課)
- 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成を行う。

【国及び県等の連携の強化】

- 町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び実践的な訓練を実施する。(健康子育て課、関係課)
- 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、町内の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。(関係課)

(2) 初動期

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、事態を的確に把握するとともに、町民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を

行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じ、対策会議を開催し、町及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

【新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置】

- 国内外で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部及び県対策本部が設置された場合には、町は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し準備を進める。(総務課)
- 町は、必要に応じ、準備期における整理を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。(総務課、健康子育て課)
- 町は、国内外での新型インフルエンザ等の発生を受けて政府が講じた財政支援措置を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。(関係課)

（３）対応期

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、各種対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに町民生活及び町経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

【対策の実施体制】

- 対策本部は、的確な情報収集を実施し、町民、関係機関、事業所等に対して迅速かつ的確な情報提供を行うことにより、感染拡大防止や社会・経済機能の維持を図る。(関係課)。
- 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。(総務課、健康子育て課)

【職員の派遣・応援への対応】

- 町は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うこ

とができなくなつたと認めるときは、県に特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。(総務課、関係課)

- 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対し応援を求める。(総務課、健康子育て課)

【必要な財政上の措置】

- 町は、政府からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して対策に要する財源を確保する。(関係課)

【まん延防止等重点措置】

- 町は、政府対策本部が、特措法に基づき本県を区域に含むまん延防止等重点措置を公示した場合は、政府の基本的対処方針等に基づき、必要な対策を実施する。(関係課)

【緊急事態宣言】

- 町は、政府が緊急事態宣言を発した場合、直ちに町対策本部を特措法に基づく設置に移行する。また町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。
- 町は、政府が緊急事態宣言を解除した場合、対策を縮小・中止するとともに、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画の見直しを行う。(関係課)
- 町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)がなされた時は、遅滞なく町対策本部を条例等に基づく設置に移行する。また、町は、政府対策本部及び県対策本部が廃止された時は、遅滞なく町対策本部を廃止する。(総務課)

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

(1) 準備期

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、町民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、政府においては、平時から、国民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組みを進めることとしている。

町においても、町民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、町や県、及び政府による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた町民への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等について整理し、あらかじめ定める。

【新型インフルエンザ等の発生前における町民への情報提供・共有】

- 町は、県や政府から提供された情報や媒体を活用しながら、町民に対して平時から感染症対策等に関する情報提供・共有を行う。

また、町民への情報提供・共有方法や、各種情報に関する相談窓口設置等の町民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の町民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。(関係課)

- 町は平時から、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを念頭に、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、町民の理解を深めるため、各種媒体を利用し、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。(関係課)

- 保育施設や学校、職場等は、集団感染の発生により地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、町は、教育委員会等と連携し、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。

また、学校教育の現場を始め、子どもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。(関係課)

【体制整備や取組の推進】

- 町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

（２）初動期

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、町民に

新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、町民が、可能な限り適切に判断・行動できるよう、科学的根拠等に基づき政府等が示す正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民の不安の解消等に努める。

【迅速かつ一体的な情報提供・共有】

- 町は、県からの要請を受けて、住民への情報提供に努める。特に、将来的な感染症の拡大・まん延を見据え、慢性疾患患者の定期薬の長期処方やオンラインやFAX処方等の受診方法について周知を行う。（健康子育て課）

【情報提供・共有体制の構築等】

- 町等は、政府が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の町民への周知、Q&Aの公表、町民向けの相談窓口の設置等を通じて、町民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。（総務課、健康子育て課）

【双方向のコミュニケーションの実施】

- 町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。（健康子育て課）

【偏見・差別等や偽・誤情報への対応】

- 町は、準備期に引き続き、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、感染状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

また、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を提供・共有することにより、町民が偽・誤情報に惑わされず、正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。（健康子育て課、福祉介護課）

(3) 対応期

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、町は、町民の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する町民の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、町民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

【迅速かつ一体的な情報提供・共有】

- 町等は、町民が情報を受け取る媒体やその受け止めは千差万別であることを前提に、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。(関係課)

- 町は、町民の情報収集の利便性向上のため、初動期に立ち上げた各種情報を一元的に総覧できるウェブサイトについて、感染状況の変化や、政府や県等における対応の切替え等を踏まえ、町民に必要な最新情報を迅速に更新する。(総務課、健康子育て課)
- 町は、準備期にあらかじめ整理した情報提供・共有の在り方を踏まえ、情報提供・共有を行う。(総務課、健康子育て課)
- 町は、県からの要請を受けて、住民への情報提供を強化する。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供するとともに、相談窓口や帰国者・接触者外来、医療体制等について周知を図る。(総務課、健康子育て課)

【双方向のコミュニケーションの実施】

- 町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。(健康子育て課)

【偏見・差別等や偽・誤情報への対応】

- 町は、初動期に引き続き、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有するとともに、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を提供・共有することにより、

町民が偽・誤情報に惑わされず、正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。(健康子育て課、福祉介護課)

3 まん延防止

(1) 準備期

有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、町民や事業者の理解促進に取り組む。

【新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に備えた理解や準備の促進等】

- 町は、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について、平時から周知広報を行う。

その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、町民の生命及び健康を保護するためには町民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。(健康子育て課)

- 町及び学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策について、平時から普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合、相談窓口に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。(健康子育て課、関係課)

- 新型インフルエンザ等と通常のインフルエンザ等の発熱性疾患とは区別がつきにくいことや、基礎疾患により重症化のリスクが高い場合には、町は、平時から、通常の予防接種が重要である旨周知する。(健康子育て課)
- 新型インフルエンザ等が発生した場合、食料品や生活必需品の流通、物流に影響が出ることも予想されることから、町は県と連携して、災害時と同様の食料品・生活必需品等の備蓄を促進する。特に、流行時に品切れが予想される不織布マスクは、家族分を考慮した一定量の備蓄を推奨する。(総務課)

【学校に係る対応】

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。(教育文化課)
- 新型インフルエンザ等流行時、通常のインフルエンザ等の発熱性疾患は区別がつきにくいことから、通常のインフルエンザワクチンの予防接種が重要である旨周知

する。(教育文化課)

- 発生早期から長期の学校休業措置やオンライン授業の実施が想定されることから、休業期間における教育・管理体制の検討や、オンライン授業の環境整備を行うよう要請する。また、学校等の休業の要請等の対策について周知を図る。(教育文化課)

【事業者に係る対応】

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)
- 通常のインフルエンザと新型インフルエンザ等が同時に流行することに備え、医療機関への負荷軽減を図るため、通常のインフルエンザワクチンの予防接種が重要である旨周知する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)

【社会福祉施設に係る対応】

- 町は、平時から医療機関の専門家等と連携し、高齢者施設や障がい者施設等における集団感染に備えたゾーニング等の感染対策の助言を行うことができる体制を確保するとともに、施設内発生時の対応力を強化するための研修や訓練を実施する。
(福祉介護課)
- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。(福祉介護課)
- 通常のインフルエンザと新型インフルエンザ等が同時に流行することに備え、医療機関への負荷軽減を図るため、通常のインフルエンザワクチンの予防接種について理解してもらうよう周知する。(健康子育て課、福祉介護課)

【公共機関、公共施設に係る対応】

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。また、施設の使用制限の要請等の対策について周知を図る。
(関係課⇒事業者団体⇒施設等)
- 公共機関・公共施設においては、感染防止に関して利用者に協力を呼びかける掲示や案内、利用を抑制する措置等の準備をする。(関係課⇒施設等)

【高齢者・障がい者世帯等に係る対応】

- 町は国や県からの要請を受けて、自治会等と連携して、独居又は夫婦のみで生活

する高齢者の世帯、障がい者の世帯など新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来すおそれのある世帯の把握に努め、発生後速やかに必要な生活支援（見回り、食料提供等）ができるよう検討する。（福祉介護課）

- 町は、国や県からの要請を受けて、在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるように、介護サービス事業者等と連携を図る。（福祉介護課）
- 町は、通常のインフルエンザと新型インフルエンザ等とが同時に流行することに備え、医療機関への負荷軽減を図るため、通常のインフルエンザワクチンの予防接種が重要である旨周知する。（健康子育て課）

（２）初動期

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、町内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

【国内でのまん延防止対策の準備】

- 町は国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。
- 町は県と連携し、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。また、まん延時の外出による感染の機会を減らすため、十分な食料品や生活必需品を準備するよう要請する。（健康子育て課）

【学校に係る対応】

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。（教育文化課）
- 長期の学校休業措置に備え、休業期間における教育・管理体制の確認と実施準備の要請をする。また、学校等の休業の要請等の対策について周知を図る。（教育文化課）

【事業者に係る対応】

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。（関係課⇒事業者団体⇒事業所）

【社会福祉施設に係る対応】

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。（健康子育て課、福祉介護課）

【公共機関、公共施設に係る対応】

- 町は、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。（関係課⇒事業者団体等⇒施設等）

【高齢者・障がい者世帯等に係る対応】

- 町は県からの要請を受けて、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底と生活必需品を準備するよう要請する。（福祉介護課）

（３）対応期

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、町民の生命及び健康を保護する。その際、町民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、準備期で検討した指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、町民生活や町民経済への影響の軽減を図る。

【基本的な感染対策等に係る町民への要請等】

- 町は、町民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策等を勧奨する。（健康子育て課）
- 感染・発病が疑われる場合には、県が設置した相談窓口に問合せのうえ、指示に従って受診するよう周知する。（健康子育て課）

【学校に係る対応】

- 町は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じ、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。

また、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等につ

いては、地域の感染状況等や、政府が示す基本的対処方針等に鑑み、適切に行うよう、学校の設置者等に要請する。(教育文化課)

【事業者に係る対応】

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)

【社会福祉施設に係る対応】

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)

【高齢者・障がい者世帯等に係る対応】

- 町は、国や県からの要請を受けて、医療に関する相談及び生活支援の準備を行う。(健康子育て課、福祉介護課)
- 町は国や県からの要請を受けて、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を図り周知する。(福祉介護課)
- 町は、国や県からの要請を受け、在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるよう、介護の際に新型インフルエンザ等を感染させることのないよう、市町村保健・福祉主管課、介護サービス事業者等の間で指導連携の徹底を図る。(福祉介護課)
- 町は、国や県からの要請を受け、感染拡大状況に応じ、速やかに必要な生活支援(見回り、食料提供等)を行う。(福祉介護課)

4 ワクチン

(1) 準備期

【接種体制の構築】

ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現できるよう、医療機関、事業者等とともに、必要な準備を行う。

○ 訓練

町は関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。(健康子育て課)

○ 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員等については、当該地方公務員等の所属する市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう平時から接種体制の構築を図ることが求められる。

町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。(健康子育て課)

○ 住民接種

町は県及び政府等の協力を得ながら、有事において区域内に居住する者に対し速やかにワクチンを接種できるよう、平時から体制の構築を図る。

また、円滑な接種の実施のため、政府が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住地以外の自治体における接種も可能にするよう、平時から取組みを進める。

有事の際は速やかに接種できるよう、平時から医師会等の医療関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。(健康子育て課)

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】		
☐ マスク	☐ 手指消毒剤	☐ 消毒用アルコール綿
☐ 使い捨て手袋	☐ 使い捨て舌圧子	☐ ブラッドバン
☐ 使い捨てガウン	☐ 聴診器	☐ ペンライト
☐ 体温計	☐ トレイ	☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器
☐ 救急用品（接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。） 血圧計等・静脈路確保用品・輸液セット・生理食塩水・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液		
【文房具類】		
☐ ボールペン	☐ 日付印	☐ バインダー
☐ 蛍光ペン	☐ スタンプ台	☐ はさみ

【会場設営物品】

☐ 机・椅子	☐ 延長コード	☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫
☐ スクリーン	☐ 保冷バッグ・保冷剤	☐ 耐冷手袋等

（２）初動期

【接種体制の構築】

- 町は、集団的な接種を行うことを基本とし、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。（健康子育て課）

（３）対応期

あらかじめ準備期に計画した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

【接種体制の構築】

- 町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。（健康子育て課）
- 町は国からの要請を受けて、準備期及び初動期に町において整理構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。（健康子育て課）

【特定接種】

- 国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員等の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。（健康子育て課）

【住民接種】

- 町は、住民への接種順位等の基本的対処方針を踏まえ、ワクチン供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予約受付体制を構築し、住民接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。（健康子育て課）

【接種体制の拡充】

- 町は、感染状況を踏まえ、必要に応じ、医療機関以外の接種会場の増設等を検

討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、福祉介護の担当課や関係団体と連携し、接種体制を確保する。
(健康子育て課、福祉介護課)

【接種記録の管理】

- 町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、政府が整備するシステム等も活用し、接種記録の適切な管理を行う。(健康子育て課)

【情報提供・共有】

- 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、政府が情報提供・共有する予防接種に係る情報について、町民に対し迅速・正確な周知・共有を行う。(健康子育て課)

5 保健

(1) 準備期

町は感染症に係る情報を関係者や町民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行う。

【研修・訓練等の実施】

- 町は、本庁においても速やかに感染症有事体制に移行するため、必要に応じ全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。(総務課、健康子育て課)

【多様な主体との連携体制の構築】

- 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から関係機関と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

(2) 初動期

初動期は町民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

（３）対応期

新型インフルエンザ等の発生時に、準備期に整理した関係機関との役割分担・連携体制に基づき、それぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、町民の生命及び健康を保護する。

【有事体制への移行】

- 町は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する町民の理解を図るために必要な情報を県と共有する。（健康子育て課）

【主な対応業務の実施】

町は、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、相互に連携するとともに、次の業務を実施する。

①相談対応

- 町は、有症状者等からの相談に対応する相談窓口を紹介し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じ、速やかに発熱外来の受診につなげる。（健康子育て課）

② 集団感染への対応

- 町は、社会福祉施設等において集団感染が発生した場合、必要に応じ、感染対策等について指導する。（健康子育て課）

③ 健康観察及び生活支援

- 町は、県が実施する健康観察に協力する。（健康子育て課）
- 町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。（関係課）

【感染状況に応じた取組み】

①流行初期

（ア）迅速な対応体制への移行

- 町は、準備期に整理した役割分担に基づき、感染症有事体制へ切り替える。

② 流行初期以降

（ア）迅速な対応体制への移行

- 町は、流行状況や業務負荷に応じた体制の見直しを行う。（総務課、健康子育て課）

6 物資

(1) 準備期・初動期・対応期

町は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

【感染症対策物資の備蓄】

- 町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。（総務課、関係課）
- 町は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう、平時から消防機関に要請する。（総務課）

7 町民生活及び町民経済の安定の確保

(1) 準備期

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、まん延の防止に関する措置により町民生活及び経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。町は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や町民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

【情報提供・共有体制の整備】

- 町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、平時のうちから有事に必要な情報提供・共有体制を整備する。（総務課、関係課）

【支援の実施に係る仕組みの整備】

- 町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、政府の取組みも踏まえながらDXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。
その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。（関係課）

- 町は県からの要請を受け、平時から高齢者、障がい者等の要援護者の把握し、生活支援の内容や支援体制を構築する。(関係課)

【物資及び資材の備蓄及び流通】

- 町は、平時から備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。(総務課、関係課)

- 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。(関係課)

【生活支援を要する者への支援等の準備】

- 町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。(関係課)

【火葬能力等の把握、火葬体制の整備】

- 町は県と連携し、個人防護具や火葬場での納体袋等の消耗品を確保できるよう準備する。(総務課、住民課)
- 町は県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を平時から行い、有事において火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。(住民課)
- 町は県と連携し、個人防護具や火葬場での納体袋等の消耗品を確保できるよう準備する。(住民課)

（２）初動期

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民生活及び経済活動の安定を確保する。

【遺体の火葬・安置】

- 町は、県を通じての政府からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備

備を行う。(住民課)

(3) 対応期

町は、準備期での対応を基に、町民生活及び経済活動の安定を確保するための取り組みを行う。

また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

【町民生活の安定の確保を対象とした対応】

① 心身への影響に関する施策

- 町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。(健康子育て課、福祉介護課)

② 生活支援を要する者への支援

- 町は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。
(関係課)

③ 教育及び学びの継続に関する支援

- 町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取り組み等の必要な支援を行う。(教育文化課、関係課)

④ 生活関連物資等の価格の安定等

- 町は、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(関係課)
- 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報提供・共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(関係課)
- 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。(関係課)
- 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資や役務、又は国民経済上重要な物資や役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、

又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。（関係課）

⑤ 埋葬・火葬の特例等

- 町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。（住民課）
- 町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。（住民課）

【社会経済活動の安定の確保を対象とした対応】

① 事業者に対する支援

- 町は、新型インフルエンザ等の発生・拡大や、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町生活及び町民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。（関係課）

② 町民生活及び県町民経済の安定に関する措置

- 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。（地域整備課）

【本県に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出された場合】

上記の対策に加え、必要に応じ以下の対策を行う。

○ 生活関連物資等の価格の安定等

町は、生活関連物資等の受給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報提供・共有に努めるとともに、必要に応じ、相談窓口・情報収集窓口の周知を図る。（関係課）

【町民生活及び経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援】

- 町は、本章の各支援施策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた町民生活及び経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。（関係課）